

## 2025年度学会賞および Outstanding Foreign Investigator Award, Distinguished Investigator Award の募集について

2025年度学会賞(Expert Investigator Award、Young Investigator Award)および Outstanding Foreign Distinguished Investigator Awardを下記の規定に従って募集しますので、ご応募、ご推薦をお願いします。

- 1) **Expert Investigator Award、Young Investigator Award** (指定の推薦書があります)
- 2) **Outstanding Foreign Investigator Award, Distinguished Investigator Award** (推薦理由書は自由形式)

推薦書の請求、その他詳細については学会事務局にお問い合わせ下さい。

2025年3月31日までに、学会事務局宛て推薦下さい。

《送付先》 〒480-1195 長久手市岩作雁又1番地1

愛知医科大学医学部内科学講座 糖尿病内科内  
日本糖尿病合併症学会 事務局

### 日本糖尿病合併症学会賞規定

第1条 本会に学会賞として Expert Investigator Award および Young Investigator Awardを設け、糖尿病合併症に関するとくに優秀な研究業績をあげ、内外の学術雑誌に発表した本会正会員にこれを贈呈する。

第2条 Expert Investigator Awardの贈呈は毎年1件以内、 Young Investigator Awardの贈呈は毎年4件以内とする。

第3条 学会賞受賞者には賞状および賞牌を贈呈し、副賞を添える。

第4条 学会賞は総会において贈呈し、学会賞受賞者は年次学術集会において学会賞受賞講演を行うものとする。

第5条 本会評議員は理事に全国的視野に立ち候補者を推薦できる。

第6条 評議員は、Expert Investigator Award1件、Young Investigator Award2件以内、計3件以内の候補者を下記の書類を添えて3月31日までに理事長に推薦する。

- (1) 推薦書(所定の用紙)
- (2) 履歴書
- (3) 参考となる資料(3編以内の印刷物、および主要業績目録)

第7条 理事長は各理事より推薦された候補者について学会賞審査委員会に受賞者の選考を委嘱する。学会賞審査委員会は、学会長、理事会より推薦された理事3名、並びに理事長より委嘱された評議員7名、計11名で構成する。ただし、推薦者、被推薦者およびその共同研究者は委員になれないものとする。委員の任期は1年とする。

第8条 審査委員会は学会賞受賞者を選定し次回理事会までに理事長に報告する。

第9条 理事長は審査委員会の選定報告に基づき、理事会に報告し、当人および所属機関長の承諾を得たのち、学会賞受賞者を決定する。

### 附 則

第10条 Young Investigator Awardは受賞年の3月31日

現在において46歳未満の者を対象とする。Expert Investigator Awardにはこのような制約は設けない。

第11条 学会賞は、原則として1件当たり1名に授与する。ただし、応募された業績あるいは研究が、共同でなければ実現できなかったものについてはこの限りではない。

### 日本糖尿病合併症学会 Outstanding Foreign Investigator Award およびDistinguished Investigator Award規定

第1条 本会にOutstanding Foreign Investigator Award および Distinguished Investigator Awardを設け、本会の発展、糖尿病合併症研究の進歩ならびに糖尿病とその合併症に関する啓発、福祉に著しく貢献したものにこれを贈呈する。

第2条 Outstanding Foreign Investigator Awardの贈呈は毎年1件以内とし、Distinguished Investigator Awardは毎年該当者があれば数名以内で贈呈する。

第3条 Outstanding Foreign Investigator Award 受賞者には賞状および賞牌を贈呈し、副賞を添える。Distinguished Investigator Award 受賞者には賞状および賞牌を贈呈する。

第4条 両賞は総会において贈呈し、Outstanding Foreign Investigator Award 受賞者は年次学術集会において受賞講演を行うものとする。

第5条 本会評議員は推薦理由書を添えてOutstanding Foreign Investigator Award および Distinguished Investigator Award受賞候補者を3月31日までに理事長に推薦することができる。

第6条 Outstanding Foreign Investigator Awardおよび Distinguished Investigator Award 受賞候補者は理事会において選考し、理事長は選考結果を評議員会に報告し、その承認を得て受賞者を決定する。